

## 「指定介護訪問看護」重要事項説明書

### 「ナガシマ訪問看護ステーション」

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(鹿児島県指定 第 4662690041 号)

当事業所はご利用者に対して指定訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

#### 1. 事業者

- (1) 法人名 合同会社ケアサークル長島
- (2) 法人所在地 鹿児島県出水郡長島町指江 82 番地 13
- (3) 電話番号 0996-88-6264
- (4) 代表者氏名 代表社員 赤瀬 和寿
- (5) 設立年月 平成29年2月14日

#### 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問看護・平成29年4月1日指定  
鹿児島県 4662690041 号
- (2) 事業所の目的 指定訪問看護ナガシマ訪問看護ステーションの看護師等は、かかりつけ医の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえた看護により生活の質の確保を行ない、在宅医療の推進と快適な在宅療養が継続できるよう支援するものとします。
- (3) 事業所の名称 ナガシマ訪問看護ステーション
- (4) 事業所の所在地 鹿児島県出水郡長島町指江 82 番地 13
- (5) 電話番号 0996-88-6264
- (6) 管理者 氏名 牧尾 翼
- (7) 当事業所の運営方針 対象者の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、対象者個々の主体性を尊重して地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護サービス提供に努めます。
- (8) 開設年月 平成29年4月1日

#### 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 長島町

※その他の地域の方は相談の上検討させていただきます。

(2) 営業日及び営業時間

平日	8：30～17：15
休業日	日曜日 年末年始（1月1日～1月3日）
24時間緊急時体制	休日及び時間外は、携帯電話への連絡となります。 必要な方には休業日及び営業時間外であってもサービスを提供する場合があります。

※祝祭日も営業しています。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定訪問看護サービス及び指定介護予防訪問看護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

指定基準を下回ることがないように職員を配置します。

R6年11月1日現在

職種	常勤換算	指定基準
1. 管理者	1名	1名
2. 看護職員（内1名管理者兼務）	4名	2. 5名
3. リハビリ職員	3名	適宜

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の看護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 看護職員	勤務時間； 08：30～17：15
2. リハビリ職員	時間外は交代制で待機

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスの内容

- (1)健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の状態、病状の観察）
- (2)清拭・洗髪・入浴等による清潔の援助
- (3)食事および排泄等日常生活の援助
- (4)褥瘡の予防・処置
- (5)リハビリテーション
- (6)ターミナルケア（終末期の看護）
- (7)認知症患者の看護
- (8)療養生活や介護方法の指導
- (9)カテーテル等の管理
- (10)その他医師の指示による医療処置

※医療保険適応及び介護保険適用の区分等について

要介護（支援）認定を受けている場合、介護保険でサービスを受けていただくことになりませんが、厚生労働大臣が定める疾病等にある方については医療保険が優先されます。

病状の急性増悪等により主治医から特別な指示がある場合、当該月の2週間に限り医療保険が優先されます。

※リハビリ職員の訪問について

リハビリ職員のリハビリについては訪問看護の一環として行うものであり訪問看護師と連携して利用者様の状態を把握し訪問看護計画書、報告書の作成を行う必要があります。そのため、リハビリ職員のみを訪問を希望されている利用者様につきましても原則として一カ月に一回程度リハビリ職員と訪問看護師の同行訪問、または訪問看護師のみによる訪問を行い利用者様の状態把握をさせていただきます。

当事業所が提供するサービスの料金について

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金が健康保険から給付される場合<br>(3) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。料金については別紙1、2の通りです。

料金については法改正等により変更となることがあります。

- (1) ご利用者から介護保険法の規定に基づく自己負担額を徴収致します。

別表の料金表によって、サービス利用料金から介護給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払ください。

☆ご利用者の都合により、サービスを中止する場合は、前日の17時までにご連絡ください。

- (2) 所得段階等に応じた自己負担額を徴収いたします。

- (3) 死後の処置及びそれに付随する材料費 実費

サービス提供に必要な衛生材料（ガーゼ、オムツ類）は利用者実費負担となります。

※ 特定疾患医療受給者証、水俣病被害者手帳、身体障害者手帳をお持ちの方は料金が公費負担となる場合がありますので確認させていただきます。

ご利用料金のお支払い（契約書第12条参照）

料金・費用は一月分まとめて、翌月の25日までにお支払いください。

口座振替を希望される方は口座振替依頼書に必要事項をご記入していただきます。

口座の引き落とし日は27日です。休日の場合は次営業日となります。

## 6. 苦情の受付について（契約書第10条参照）

### （1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

【職名】 管理者 牧尾 翼

【電話番号】 0996-88-6264

○受付時間 営業日

8:30～17:15

\*第三者評価について 当事業所は第三者評価は実施しておりません。

### （2）行政機関その他苦情受付機関

長島町役場 介護保険担当課	所在地 鹿児島県出水郡長島町鷹巣 1875 番地 1 電話番号 0996-86-1111 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 鹿児島市鴨池新町6番6号 鴨池南国ビル7階 電話番号 099-213-5122 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00
鹿児島県社会福祉協議会	所在地 鹿児島市鴨池新町1番4号 電話番号 099-257-3855 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00

## 7. 事故発生時の対応

指定訪問看護サービス及び指定介護予防訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるとともに、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

## 8. 情報提供の同意について

サービス担当者会議等において、居宅介護サービス計画及び介護予防サービス計画の実施に関する連絡調整等正当な理由がある場合は、居宅介護支援事業者等に対して利用者及び家族等に関する個人情報を提供することができるものとします。

\*医師の指示がある場合には医療介護職者用の完全非公開型アプリ MCS（INA スマートライン）をパソコン、タブレット上で使用し利用者の療養上の情報、画像等についてインターネット上で共有させていただくことがあります。MCS は各連携機関と情報共有して利用者様の状態を把握しより良い治療・ケアに活かします。

※MCS 連携機関（別紙あり）

## 9. 個人情報の使用について

### (1) 利用期間

訪問看護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

### (2) 利用目的

- ①介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- ②利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- ③医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- ④利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要がある場合
- ⑤利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- ⑥行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- ⑦教育、研究発表上において必要な場合（この場合において本人の住所、氏名、電話番号は公表しません）
- ⑧その他サービス提供で必要な場合
- ⑨上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡の場合

### (3) 使用条件

- ①個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外利用しないこととします。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさないものとします。
- ②個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示するものとします。

## 10. サービスの開始及び終了について

開始は契約を結んだ日を基準とし、サービスを開始します。

終了は、次の項目に該当した場合に終了します。

- ① 利用者の病状、要介護度等の改善により、訪問看護の必要を認められなくなった場合
- ② 訪問看護サービスが提供できない施設に入居した場合
- ③ 3カ月以上にわたる入院、サービス提供地域外へ引越した場合
- ④ 利用者及びご家族から契約解除の意思表示がされた場合
- ⑤ その他解約せざるを得ない状況が生じた場合

## 11. ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。

## 1 2. 虐待防止対策について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次の通り必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止に関する責任者及び担当者：(管理者・保健師) 赤瀬和寿、(担当者・看護師) 牧尾翼
- 2) 定期的に職員に対し虐待防止のための研修を実施します。
- 3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- 4) 虐待等の被害を受けたと思われる利用者を発見した場合、高齢者虐待防止法の規定に基づき、速やかに各担当地域の地域包括支援センターまたは長島町役場の窓口へ連絡します。
- 5) 虐待等が発生した場合の相談・報告は上記 6. に準じます。

## 1 3. 身体拘束の防止について

- 1) 当ステーションは原則身体拘束およびその他の行動制限の一切を禁止します。
- 2) 本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束適正化委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の 3 要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行います。また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行えるだけ早期に解除すべく努力します。
- 3) 身体拘束廃止および適正化に向けた取り組みをすることを目的に、身体的拘束適正化委員会を設置します。
- 4) 定期的に職員に対し身体的拘束等適正化のための研修を実施します。

## 1 4. 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- 1) 訪問看護師の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- 3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- 4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- 5) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 6) 感染症流行状況に応じて訪問頻度や方法等の変更をすることが想定されますが、その際にはご説明のご連絡をさせていただきます。

## 1 5. 業務継続に向けた取り組みについて

- 1) 感染症や非常災害の発生時に置いて、サービスの提供を継続に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

- 3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- 4) 大災害発生時には通常の業務対応が困難になることが想定されます。その際は災害用伝言ダイヤル等で周知させていただきます。

令和 年 月 日

指定訪問看護サービス及び指定介護予防訪問看護サービスの開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	鹿児島県出水郡長島町指江 82-13
	事業者名	ナガシマ訪問看護ステーション
	管理者名	牧尾 翼
	電話番号	0996-88-6264

説明者氏名 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け指定訪問看護サービスの提供開始に同意します。

また利用者および家族の個人情報使用については必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

利用者

氏名 \_\_\_\_\_

利用者代理人 続柄 \_\_\_\_\_

(家族代表者)

氏名 \_\_\_\_\_

別紙

主な MCS 連携介護・医療機関

1	連携機関の名称	長島クリニック
	種類	診療所
	住所	鹿児島県出水郡長島町指江 82-13
2	連携機関の名称	鷹巣診療所
	種類	有床診療所
	住所	鹿児島県出水郡長島町鷹巣
3	連携機関の名称	出水郡医師会立広域医療センター
	種類	地域中核病院
	住所	鹿児島県阿久根市赤瀬川
4	連携機関の名称	出水市立出水総合医療センター
	種類	地域中核病院
	住所	出水市明神町
5	連携機関の名称	あかね園居宅介護支援センター
	種類	居宅介護支援事業所
	住所	出水郡長島町城川内 2331-8
6	連携機関の名称	長島町地域包括支援センター
	種類	地域包括
	住所	出水郡長島町鷹巣 1875-1
7	連携機関の名称	居宅介護支援事業所 桃源郷
	種類	居宅介護支援事業所
	住所	出水郡長島町鷹巣 740-2
8	連携機関の名称	
	種類	
	住所	